



## 巻頭言

『持続可能社会と地域創生のための建築基本法制定』読書会を通じて



建築基本法制定準備会 幹事 朝倉浩樹

昨年 2020 年 8 月 28 日に第 1 回目からオンラインで開催している「持続可能社会と地域創生のための建築基本法」読書会もすでに 8 回を終えました。毎回少しずつ工夫を重ねて開催しております。

日本は高齢化と人口減少が進んでおりますが、世界に目を向けると人口増加となっております。この事からどのようなリスクがあるのかを考える時があります。

人口減少や高齢化による田畑の放棄や放置、海外企業への不動産売却による水源の喪失、世界情勢により食料や水の輸入がストップした場合に日本は生き残れるのでしょうか？

また、戦後 75 年が経過し今では当たり前と感じている平和な暮らしは、いつまでも続くのでしょうか？

読書会を通じて多くの一般の方々にも私達や子供たちの住む未来の住環境に責任を持ち、考えるキッカケになる時間を提供できればと思っております。

## 寄稿

持続継続可能な社会 地球-都市建築

北本 義郎  
民間確認検査機関 検査員

今、地球温暖化（脱炭素社会）に対する対応が火急に求められている。これに加えて、温暖化というフィジカルな指標はもとより、SDGs に掲げられているノンフィジカルに対す社会実現に向けての行動が各地で起こっている。

しかしながら、総論的に受け入れると「建築」を共通とする会員にとっては、これからのモチベーションとして、解りづらいと思われる。本論では、地球・都市建築の 2 分野に絞って論じていきたい。まず、地球規模では、端緒はローマクラブの「成長の限界」即ち、人口爆発が地球の資源を枯渇させる。という認識から、1992 年のリオデジャネイロ「地球サミット」、1998 年京都サミットに至る、地球の存在を危うくする地球温暖化に対する脱 CO2 の流れである。

都市建築では、1991 年「アワニー原則」である。単なる環境の負荷軽減のみならず、画一的なエッジシティから多様なダウンタウンへのコミュニティの再生も謳われている。（日本の場合、コンパクトシティであるが、コミュニティの概念はないようである。）建築では、建築寿命の長寿命化、省エネルギー法にみられる省エネ建築物の供給である。

さて、ここで我々建築人が考えなければならないのが、如何にこの問題に関わっていくかである。私は、根本的には共生の思想を持ってと思う。人類・動物・植物等と水平な関係を意識して行動することである。

そのためにも、建築とは何ぞや。建築基本法が、目指すテーマかもしれない。

## 「持続可能社会と地域創生のための建築基本法」読書会に参加して

読書会に参加していただいている3名の方に、感想も含めてコメントいただきました。

### 読書会に参加して

辻 英一  
安井建築設計事務所顧問  
大阪市立大学大学院客員教授

昨年コロナ禍でオンライン会議が増えている。このスタイルは進め方など、だれもが慣れていない。対面会議にくらべて、この方式にはプラス面とマイナス面や限界がある。

最大のプラス面は私のように首都圏在住者以外の者でもトラベルエクスペンス（旅費や時間）を気にせず参加できることである。本会のように、建築という枠以外は全国の多様な立場の関係者が議論することができるようになったことで、ありがたいと思っている。

現在でも参加者の立場がさまざま、日頃の問題意識なども予想外に大きく異なることを実感した。そのためには参加者共通のキーワードに絞って議論が発散しないよう誘導されたほうがよいのではと思った。試行錯誤を続けながら実効あるミーティングにしていただければと願っている。

### オンライン読書会に参加して

高木 恒子  
景観と住環境を考える全国ネットワーク 会員

2012年初夏以来、住まいの楽しさを奪った隣地に建つ6階建のマンション。高層建築により混乱を増してゆく街。元凶は「建築基準法」と「都市計画法」。その姿勢を正す「建築基本法」の動きが18年も前から始まっていたことに、本当に驚きました。神田先生のフェイスブックで読書会が紹介され、マスク不要のオンライン、すぐ参加をきめました。ところが、建築関係専門の方々ばかりに気がつき大変な場違いに慌てましたが、自由に発信できる環境が有難いです。

民間確認機関の所在地について確信をもって発言できたことに、現場周辺環境無視の不条理を大田区建築調整課や都市計画課に何回も問い質した経験が活かされたと感じております。周辺を泣かしている財産権を謳った「憲法29条」。一方、伝統木造建築と技術の継承・活用を謳う「建築基本法27条」。忘れられない数字が増えました。巨大開発があらこちらで起きています。「建築基本法」の制定が待たれます。

### 読書会活動に期待

三部佳英  
建築・まちづくり基本法を考える会(宮城)

オンライン読書会に1月から参加。参加者の顔は見えるが、場の雰囲気や十分に感知できない。4回の参加で多少慣れてきたが、地方で活動している私たちからすると、建築基本法への関心が共通なのだろうかという思いも若干感じる。

これまでは冊子の前半のテーマ…建築の諸問題、建築基準法制度などについて、皆さん、大都市の建築活動を念頭に発言されたが、豊富な経験、知識に基づく専門的な内容。素人の私には少し消化不良、対象者の想定は奈辺なのだろうかと思う。

そうした立場から進め方の要望…まず執筆関係者から「問題」の具体的な内容、その解決のための制度改正や基本法の必要性、建築活動のあり方の説明。次に、それへの論点を提示していただき、討議することはどうだろうか。参考資料を事前に送付すればより明確になるだろう。

また、準備会『建築基本法試案』第18条の「基本計画」とその施策実施の効果には国民も認識を共有できるが、第8～10条の建築主、専門家、国民の「責務」の理解には曖昧さがあるのではないかと。読書会の中でも併行した議論が必要だろう。

今後は建築主、地方自治体という主体や景観、安全などがテーマ。継続して参加したい。

#### 事務局連絡先

電話: 03-3368-0815 FAX: 03-3368-2845  
住所: 〒211-0025 川崎市中原区木月2-2-16  
建築設計事務所アトリエ71  
E-mail: info@kisonho.jp / http://www.kisonho.jp/